

令和7年8月6日  
子ども・若者部

## 「こども誰でも通園制度」の実施について

(付議の要旨)

令和8年4月から実施予定の「こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)」について、現在の検討状況を踏まえ、必要な取組みについて決定する。

### 1 主旨

国は、子どもの育ちを応援し、良質な成育環境を整備するため、保育園等を利用していない未就園児が月一定時間の利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に保育施設等を利用できる「こども誰でも通園制度(乳児等通園支援事業)」(以下「国事業」という。)を令和7年度から地域子ども・子育て支援事業として制度化し、令和8年度には新たな給付制度として位置づけ、全国の自治体で実施を義務化する。

区における国事業の実施については、本年3月に策定した「世田谷区子ども・若者総合計画(第3期)」において、令和8年度からの実施に向けた準備と提供体制の確保に取り組むとしており、同計画に内包される「子ども・子育て支援事業計画(令和7年度～11年度)」(以下「現計画」という。)において、令和11年度までに需要量を満たすよう計画的に利用可能枠を確保することとしている。

一方、区では、令和6年度から都の補助事業である「多様な他者との関わりの機会の創出事業」(以下「都事業」という。)を活用し、保護者の就労等の有無にかかわらず、未就園児を私立保育園、認証保育所、私立幼稚園等で一定期間預かる「未就園児の定期的な預かり事業」(以下「区事業」という。)を実施している。都は令和7年度より、自治体での準備が整い次第、都事業を単独補助から国事業の上乗せ補助に転換することとしており、区としても、都事業を引き続き活用できるよう、現在の区事業を国事業・都事業の両方の基準を満たす形で再編する必要がある。

国や都の定める事項が一部検討中の状況ではあるが、現時点で国から示されている内容や、都の令和7年度補助事業の内容に基づき、区における事業の実施内容及び準備が必要な取組みについて決定する。

### 2 令和8年度の区実施内容

#### (1) 利用方法

国事業は、国の「こども誰でも通園制度総合支援システム」(以下「システム」という。)に施設が時間単位で設定した予約枠に対し、利用者がシステム上で予約を申し込む「柔軟利用」と、施設と利用者で定期的な利用日・利用時間を相談のうえ、決定した内容を施設がシステムに入力する「定期利用」の2種類に対応している。

一方、現在の都事業は一定程度継続的に(原則として複数月)預かることで子どもの健やかな成長を図ることを目的としており、「柔軟利用」は補助対象とならないことから、区事業は現在と同様に「定期利用」の方法で実施する。

## (2) 利用料

国事業では、利用料を1時間当たり300円程度を標準として各事業所が設定している。一方、都事業では利用料の上限を1時間当たり275円としており、令和8年度については示されていないため、区事業においては都事業に合わせた上限額とする。

また、都事業は認可保育所等での第1子保育料無償化の一環として、令和7年9月より無償化される。国事業は全国での広域利用が可能な制度になっているため、区としては本区の児童が区事業を利用した場合に限り、利用料を無償（区が施設に利用料相当額を支払う代理受領）とする。

## (3) 対象年齢

国事業は、対象年齢を生後6か月から満3歳未満（3歳の誕生日の前々日まで）としている。一方、自治体予算で対象年齢を2歳児クラス年齢（3歳の誕生日を迎えた年度末）まで延長することはシステム上可能となっており、対象年齢の延長分については、都事業に該当する場合は都補助の対象となる。

区事業では、令和7年度は認証保育所や一部の私立保育園が生後5か月から2歳児クラス年齢までの受入れを行っているが、システムが生後6か月未満の利用に対応していないことや、多様な主体が事業を実施することを踏まえ安全性を確保する観点から、開始年齢は国事業に合わせ生後6か月とし、2歳児クラス年齢までを対象とする。

## (4) 利用上限

国事業は、令和7年度は子ども一人当たり月10時間を利用上限としており、令和8年度については検討中である。また、自治体予算で自治体内のみで利用できる利用枠を上乗せすることもシステム上可能となっており、利用枠の上乗せ分については、都事業に該当する場合は都補助の対象となる。（国事業の対象とならない満3歳児については自治体の上乗せ利用枠のみ利用可能。）

区としては、現在の区事業の実施状況等を鑑みた上で、定期利用を前提に子どもの育ちの観点から必要な時間数を確保することや、施設の受入れに係る負担を考慮し、月48時間の利用が可能となるよう、広域利用が可能な国事業の利用枠と、区事業のみ利用できる上乗せ利用枠を設ける。

## (5) 実施する施設種別及び実施方法

国事業・都事業ともに、設備・運営基準を満たしているとして市町村が認可することを前提に、幅広い施設種別での事業実施を認めている。また、実施方法は一般型（在園児と合同での実施もしくは専用室又は専用施設での実施）と余裕活用型（保育園の空き定員の範囲での実施）のいずれも認められている。

区事業の実施にあたっては、保育の需要増に対応した保育の定員確保を最優先とした上で、既存施設を活用した以下の施設種別・方法で実施する。

①私立保育園、私立認定こども園、地域型保育事業（以下「私立保育園等」という。）

令和7年度は、0～2歳児を対象に余裕活用型で実施しているが、空き定員に依存するため通年の利用枠を確保することが課題となっている。そのため、余裕活用型の継続とともに、新たに1～2歳児を対象に一時預かり専用室等を活用した一般型を実施する。

令和7年度区事業実施内容	令和8年度区事業実施内容
余裕活用型<0～2歳児>	余裕活用型<0～2歳児> 一般型<1～2歳児>

②認証保育所

令和7年度は、0～2歳児を対象に一般型で実施しており、同様に実施する。

令和7年度区事業実施内容	令和8年度区事業実施内容
一般型<0～2歳児>	一般型<0～2歳児>

③私立幼稚園

令和7年度は2歳児を対象に一般型で実施しており、同様に実施する。

令和7年度区事業実施内容	令和8年度区事業実施内容
一般型<2歳児>	一般型<2歳児>

※令和8年度に実施する本事業の0歳児は生後6か月以上を指す。

※区立保育園は、在園児に限らず就学前の子どもの育ちのセーフティネットとして、子ども家庭支援センター等と連携し、要支援世帯等の緊急保育や一時保育を実施していることから、現時点で本事業は実施しないものとする。また、ほっとステイは、保護者のレスパイトを目的とした理由を問わない一時預かりの利用枠を確保するため、本事業は実施しない。

※児童発達支援センター等（障害福祉部所管）は、令和7年度は区事業を実施しておらず現時点で事業者の意向もないため、今後の状況を踏まえ実施を判断する。

(6) 確保量の見込み

令和8年度の確保量は月あたり18,512時間と見込む。これは、現計画における需要量見込みに対して約5割となる。今後、事業の実施状況や利用意向を踏まえ、現計画の中間年見直し等で、区事業の上乗せ利用分を含めた需要量と確保量の推計の見直しを行い、令和11年度に需要量を満たすよう、引き続き量の確保に努めていくこととする。

○令和8年度の確保量の見込み

施設種別	施設数	時間数(月)
私立保育園等(余裕活用型)	32施設	3,900時間
私立保育園等(一般型)	35施設	6,800時間
認証保育所	16施設	2,304時間
私立幼稚園	20施設	5,508時間
合計	103施設	18,512時間

## (7) 事業者への補助

## ①私立保育園等

種別	補助額																		
運営費	<p><b>【余裕活用型】</b>            利用実績に応じて支払う国基準給付費に区上乗せ補助を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2">児童一人1時間あたり単価</th> <th rowspan="2">区上乗せ分 補助上限額 (月額) ※3</th> </tr> <tr> <th>国基準 ※1</th> <th>区上乗せ分 ※2</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>0歳児</td> <td>1,300</td> <td>2,600</td> <td>208,000</td> </tr> <tr> <td>1歳児</td> <td>1,100</td> <td>2,500</td> <td>200,000</td> </tr> <tr> <td>2歳児</td> <td>900</td> <td>2,500</td> <td>200,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 国基準は令和7年度の単価。今後、単価改定があった場合には区上乗せ単価も見直す。            ※2 区上乗せ単価は、利用実績が月80時間となった場合に、保育所(21~25人定員)で在籍児童1人あたり収入の月額と同等となるよう設定。            ※3 区上乗せ分は、欠員1人につき80時間分の額を上限。</p>		児童一人1時間あたり単価		区上乗せ分 補助上限額 (月額) ※3	国基準 ※1	区上乗せ分 ※2	0歳児	1,300	2,600	208,000	1歳児	1,100	2,500	200,000	2歳児	900	2,500	200,000
			児童一人1時間あたり単価			区上乗せ分 補助上限額 (月額) ※3													
		国基準 ※1	区上乗せ分 ※2																
	0歳児	1,300	2,600	208,000															
	1歳児	1,100	2,500	200,000															
2歳児	900	2,500	200,000																
<p><b>【一般型】</b>            利用実績に応じて支払う国基準給付費に区上乗せ補助を行う。            区上乗せ分 年額上限 5,421,000円            ※現行の「一時預かり事業運営費補助金」と同額を補助。            ※ただし、同一の専用室で一時預かり事業と併用実施(一体的運営)する場合、年額上限は2分の1(2,710,500円)とする。</p>																			
開設準備経費	年額上限 500,000円 (事業開始の初年度のみ)																		
無償化	日額上限 2,200円/1人 ※区内在住児童のみ対象																		

## ②認証保育所

種別	補助額
運営費	664,000円×実施月数(国基準給付費を含む)
実績加算	<ul style="list-style-type: none"> <li>年間実施日数105日以上209日未満 369,000円×実施月数</li> <li>年間実施日数が209日以上 552,000円×実施月数</li> </ul>
開設準備経費	年額上限 4,000,000円 (事業開始の初年度のみ)
無償化	日額上限 3,000円/1人 ※区内在住児童のみ対象

## ③私立幼稚園

種別	補助額
運営費	664,000 円×実施月数（国基準給付費を含む）
実績加算	・年間実施日数 105 日以上 209 日未満 年額加算 4,430,000 円 ・年間実施日数が 209 日以上 年額加算 6,628,000 円
開設準備経費	年額上限 4,000,000 円（事業開始の初年度のみ）
無償化	日額上限 3,000 円／1 人 ※区内在住児童のみ対象

※補助額はそれぞれの項目における補助基準額と実支出額と比べていずれか低い額

## 3 条例制定等について

乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例制定の提案を令和 7 年第 3 回区議会定例会において行う（条例案は別紙 1 のとおり）。合わせて、必要な規則、要綱など関係規程の制定等を行う。

なお、子ども・子育て支援法に基づく乳児等通園支援事業の確認に関する条例については、内閣府令が令和 7 年 10 月以降に示される予定であり、内閣府令の発出後に条例制定の提案等を行う。

## 4 所要経費（令和 8 年度）

(1) 歳出予算 902,668 千円

<内訳>

①私立保育園等 447,933 千円

②認証保育所 244,992 千円

③私立幼稚園 209,743 千円

(2) 歳入予算 902,668 千円

（国事業対象分：国 3/4・都 1/4 都事業対象分：都 10/10）

※令和 7 年度の都補助制度に基づく想定

## 5 今後のスケジュール（予定）

令和 7 年 9 月 子ども・若者施策推進特別委員会  
令和 7 年第 3 回区議会定例会に条例案を提案予定  
事業者向け周知

10 月～ 実施事業所の認可等手続き

12 月～ 区民周知

令和 8 年 4 月 事業開始

## 世田谷区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（案）

## 目次

## 第1章 総則（第1条—第20条）

## 第2章 乳児等通園支援事業

## 第1節 通則（第21条）

## 第2節 一般型乳児等通園支援事業（第22条—第25条）

## 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業（第26条・第27条）

## 第3章 雑則（第28条・第29条）

## 附則

## 第1章 総則

## （趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）

第34条の16第1項の規定に基づき、乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する最低の基準（第3条から第5条までにおいて「最低基準」という。）を定めるものとする。

## （定義）

第2条 この条例で使用する用語の意義は、法及び乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準（令和7年内閣府令第1号）において使用する用語の例による。

## （最低基準の目的）

第3条 この条例で定める最低基準は、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員が乳児等通園支援（乳児等通園支援事業として行う法第6条の3第23項の乳児又は幼児への遊び及び生活の場の提供並びにその保護者への面談及び当該保護者への援助をいう。以下同じ。）を提供することにより、利用乳幼児が心身ともに健やかに育成されることを保障するものとする。

## （最低基準の向上）

第4条 区長は、最低基準を常に向上させるよう努めるとともに、その監督に属する乳児等通園支援事業者に対し、世田谷区児童福祉審議会（世田谷区児童福祉審議会条例（令和元年10月世田谷区条例第29号）第1条に規定する世田谷区児童福祉審議会をいう。）の意見を聴いた上で、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

(最低基準と乳児等通園支援事業者)

第5条 乳児等通園支援事業者は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている乳児等通園支援事業者においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

(乳児等通園支援事業者の一般原則)

第6条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の人権に十分配慮するとともに、1人1人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、地域社会との交流及び連携を図り、利用乳幼児の保護者及び地域社会に対し、当該乳児等通園支援事業者の行う乳児等通園支援事業の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業者は、自らその行う乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

4 乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

5 乳児等通園支援事業所には、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

6 乳児等通園支援事業所の構造設備は、採光、換気等の利用乳幼児の保健衛生及び利用乳幼児に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

(非常災害対策)

第7条 乳児等通園支援事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練（次項の訓練を除く。）をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に係る訓練は、規則で定めるところにより行わなければならない。

(安全計画の策定等)

第8条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保を図るため、乳児等通園支援事業所ごとに、当該乳児等通園支援事業所の設備の安全点検、職員、利用乳幼児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた乳児等通園支援事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他乳児等通園

支援事業所における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、その職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。
- 3 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の安全の確保に関してその保護者との連携が図られるよう、当該保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 乳児等通園支援事業者は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第9条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の事業所外での活動、取組等のための移動その他の利用乳幼児の移動のために自動車を運行するときは、利用乳幼児の乗車及び降車の際に、点呼その他の利用乳幼児の所在を確実に把握することができる方法により、利用乳幼児の所在を確認しなければならない。

- 2 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより一つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に利用乳幼児の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の利用乳幼児の見落としを防止する装置（以下「ブザー等」という。）を備え、利用乳幼児の降車の際に、ブザー等を用いて前項の規定による所在の確認を行わなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の一般的条件）

第10条 乳児等通園支援事業者の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。

（乳児等通園支援事業者の職員の知識及び技能の向上等）

第11条 乳児等通園支援事業者の職員は、常に自己研鑽<sup>さん</sup>に励み、法に定めるそれぞれの事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(他の社会福祉施設等を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第12条 乳児等通園支援事業者は、他の社会福祉施設等を併せて設置するときは、その行う乳児等通園支援に支障がない場合に限り、必要に応じ当該乳児等通園支援事業所の設備及び職員の一部を併せて設置する他の社会福祉施設等の設備及び職員に兼ねることができる。

(利用乳幼児を平等に取り扱う原則)

第13条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児及びその家族の国籍、信条、社会的身分又は利用に要する費用に係る当該利用乳幼児の保護者の負担の有無若しくは程度によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の防止)

第14条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(衛生管理等)

第15条 乳児等通園支援事業者は、利用乳幼児の使用する設備、食器等及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、その職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 乳児等通園支援事業所には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

(食事)

第16条 乳児等通園支援事業者は、食事の提供を行う場合（施設外で調理し運搬する方法により行う場合を含む。）においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えなければならない。

(乳児等通園支援事業所内部の規程)

第17条 乳児等通園支援事業者は、規則で定める事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(乳児等通園支援事業所に備える帳簿)

第18条 乳児等通園支援事業所には、職員、財産、収支及び利用乳幼児の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 乳児等通園支援事業者は、職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第20条 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関する利用乳幼児又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 乳児等通園支援事業者は、その行った乳児等通園支援に関し、区からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

## 第2章 乳児等通園支援事業

### 第1節 通則

(乳児等通園支援事業の区分)

第21条 乳児等通園支援事業の区分は、一般型乳児等通園支援事業及び余裕活用型乳児等通園支援事業とする。

2 一般型乳児等通園支援事業とは、乳児等通園支援事業であって次項に定めるものに該当しないものをいう。

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所、認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園をいい、保育所であるものを除く。以下同じ。）又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。以下同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」

という。)がその施設又は事業に係る利用定員の総数に満たない場合であって、当該利用定員の総数から当該利用児童数を除いた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

## 第2節 一般型乳児等通園支援事業

### (設備の基準)

第22条 一般型乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「一般型乳児等通園支援事業所」という。）の設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 乳児又は満2歳に満たない幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、乳児室又はほふく室及び便所を設けること。
- (2) 乳児室又はほふく室の面積は、乳児又は前号に規定する幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- (3) 乳児室又はほふく室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (4) 満2歳以上の幼児を利用させる一般型乳児等通園支援事業所には、保育室若しくは遊戯室及び便所を設けること。
- (5) 保育室又は遊戯室の面積は、前号に規定する幼児1人につき1.98平方メートル以上であること。
- (6) 保育室又は遊戯室には、乳児等通園支援の提供に必要な用具を備えること。
- (7) 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室を2階以上に設ける場合は、規則で定める要件に該当すること。

### (職員)

第23条 一般型乳児等通園支援事業所には、保育士その他乳児等通園支援に従事する職員として区長が行う研修（区長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）を修了した者（以下この条において「乳児等通園支援従事者」という。）を置かなければならない。

- 2 乳児等通園支援従事者の数は、規則で定める基準を満たさなければならない。
- 3 第1項に規定する乳児等通園支援従事者は、規則で定めるものでなければならない。

### (乳児等通園支援の内容)

第24条 一般型乳児等通園支援事業における乳児等通園支援は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条に規定する内閣

総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業の特性に留意して、利用乳幼児及びその保護者の心身の状況等に応じて提供されなければならない。

(保護者との連絡)

第25条 一般型乳児等通園支援事業を行う者は、利用乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、乳児等通園支援の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

### 第3節 余裕活用型乳児等通園支援事業

(設備及び職員の基準)

第26条 余裕活用型乳児等通園支援事業を行う事業所の設備及び職員の基準は、次の各号に掲げる施設又は事業所の区分に応じ、当該各号に定めるところによる。

- (1) 保育所 世田谷区児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（令和元年10月世田谷区条例第36号）（保育所に係るものに限る。）
- (2) 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園 世田谷区幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件に関する条例（令和2年3月世田谷区条例第16号）
- (3) 幼保連携型認定こども園 世田谷区幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例（令和2年3月世田谷区条例第17号）
- (4) 家庭的保育事業等を行う事業所 世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年9月世田谷区条例第35号）（居宅訪問型保育事業に係るものを除く。）

(準用)

第27条 第24条及び第25条の規定は、余裕活用型乳児等通園支援事業について準用する。この場合において、第24条中「一般型乳児等通園支援事業」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業」とし、第25条中「一般型乳児等通園支援事業を行う者」とあるのは「余裕活用型乳児等通園支援事業を行う者」とする。

### 第3章 雑則

(電磁的記録)

第28条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載

された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

(委任)

第29条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

## 国事業・都事業・区事業の比較

別紙2

	国事業 (こども誰でも通園制度) ※現時点で国から示されている内容	都事業 (多様な他者との関わりの機会の創出事業) ※R7年度の事業内容 R8年度の実施は未定	区事業 (未就園児の定期的な預かり事業) ※今回決定する令和8年度の実施内容
目的	全ての子どもの育ちを応援し、子どもの良質な育成環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらずの形で支援を強化する	保護者の就労等の有無にかかわらず、未就学児を保育所等で定期的に預かり、多様な他者との関わりの中での様々な体験や経験を通じて、非認知能力の向上等、子供の健やかな成長を図る	国事業・都事業双方の事業目的を踏まえつつ、全ての子育て家庭を応援し子どもの健やかな成長を図る
対象児童	保育所等に通っていない0歳6か月～満3歳未満の子ども	主として保育所等に通っていない、又は在籍していない乳幼児(原則、0～2歳児)	保育所等に通っていない0歳6か月～2歳児クラス年齢の子ども(受入れ年齢は施設種別により異なる)
実施場所	乳児等通園支援事業の認可を受けた事業所(適切に事業を実施できる場所であれば多様な主体の参画が可能)	乳児等通園支援事業の認可を受けた事業所(適切に事業を実施できる場所であれば多様な主体の参画が可能)	乳児等通園支援事業の認可を受けた事業所(私立保育園、私立認定こども園、地域型保育事業、認証保育所、私立幼稚園等)
実施方式	一般型、余裕活用型	一般型、余裕活用型	一般型、余裕活用型
利用方式	柔軟利用、定期利用	定期利用(一定程度継続的(月を単位として複数月)に預かりを実施)のみ	定期利用(一定程度継続的(月を単位として複数月)に預かりを実施)のみ
利用時間	月10時間 (令和8～9年度に限り月3時間以上とすることも可能)	ニーズや受入体制を考慮の上、適切に設定	・国事業分 月10時間(0歳6か月～満3歳未満) ・区事業分 月38時間(0歳6か月～2歳児クラス年齢)
利用料金	300円/時を標準として各事業所が設定	上限275円/時	上限275円/時
利用者負担軽減	生活保護世帯、住民税非課税世帯、年収360万円未満世帯を対象に利用者負担軽減を実施 日額3,000円(上限額)	第1子以降に無償化を実施	・区民が区事業を利用した場合は都補助を活用した無償化 ・それ以外は生活保護世帯、住民税非課税世帯、年収360万円未満世帯を対象に利用者負担軽減を実施 いずれも日額3,000円(上限額)
補助率	国3/4、都1/8、区市町村1/8	都10/10(国補助分を控除)	都10/10(国補助分を控除) ※都事業が令和8年度も同内容で継続した場合
事業者への補助(給付)	0歳児：1,300円/時 1歳児：1,100円/時 2歳児：900円/時	年間受入日数に応じた補助基準額 施設当たり年額 ア 104日以下の場合7,968千円 イ 105日～208日の場合12,398千円 ウ 209日以上の場合14,596千円	国の給付額に加え、区上乗せ補助を実施(都の補助基準額を上限に、国の給付額や既存事業とのバランス等を考慮し、事業種別・実施方式ごとに設定)

